

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	高山池地区	令和5年3月28日から 同年4月17日まで	淡路市役所

兵庫県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災工事計画を令和5年3月14日に定めたので、緊急防災工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	池ノ谷池地区	令和5年3月28日から 同年4月17日まで	淡路市役所

兵庫県告示第377号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、するめいかに関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

同法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
するめいか	兵庫県するめいか漁業	現行水準

兵庫県告示第378号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和5管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年3月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
5.5トン

- 2 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。